

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価手続きについて

1 事業内容・目的

現行のごみ処理施設（クリーンセンター第1工場・第2工場、資源リサイクルセンター、し尿処理施設など）の老朽化に伴い、新たな施設に建て替えるものであり、市内の一般家庭や事業所から排出される一般廃棄物（し尿含む）を適正に処理しつつ、廃棄物に含まれる資源を回収することなどを目的としたものです。

2 事業概要

事業の名称	尼崎市新ごみ処理施設整備事業
事業者の名称	尼崎市
対象事業の種類	廃棄物処理施設の建設
対象事業の位置	尼崎市大高洲町8番地
対象事業の規模	焼却施設 447 t/日（18.6 t/時間） 破砕・選別施設 55 t/5時間（11 t/時間）

3 手続きの状況

(1) 実施計画書関係

実施計画書の提出	令和2年8月20日
実施計画書の縦覧期間	令和2年9月1日～9月30日（30日間）
説明会の開催	令和2年9月11日、9月12日
実施計画書に対する意見の提出期間	令和2年9月1日～9月30日（30日間） ※意見の提出件数 0件
尼崎市環境影響評価審議会	令和2年9月7日、10月2日、10月28日、11月6日
実施計画審査書の送付	令和2年12月10日
実施計画審査書の縦覧期間	令和2年12月10日～12月23日（14日間）

※実施計画審査書（市長意見）は実施計画書の提出のあった翌日（環境の保全の見地からの意見があった場合には、意見に対する見解書が提出された翌日）から起算して90日以内に作成する。

(2) 準備書関係

準備書の提出	令和4年7月1日
準備書の縦覧期間	令和4年7月19日～9月1日（45日間）
説明会の開催	令和4年7月29日、7月30日
準備書に対する意見の提出期間	令和4年7月19日～9月1日（45日間） ※令和4年8月29日現在で提出された意見はない。
尼崎市環境影響評価審議会	5回程度を予定

※準備審査書（市長意見）は準備書の提出のあった翌日（環境の保全の見地からの意見があった場合などは、意見に対する見解書が提出された翌日）から起算して180日以内（令和4年12月28日を期限）に作成する。

4 準備書の主な内容

- ・事業の概要（目的、規模、実施の背景・経緯、施設の概要、事業スケジュールなど）
- ・事業計画地の周辺の概要（社会、自然、環境の概要（既存資料の整理））
- ・事前環境配慮の内容
- ・実施計画審査意見と意見に対する事業者の見解
- ・環境影響評価の対象項目、調査・予測・評価の手法
- ・環境影響評価の結果
- ・事後調査の項目・手法